「ネットいじめ」言説の陥穽

―渡辺真由子『大人の知らないネットいじめの真実』に見られる「ネットいじめ」事例の〈解読（アナトミー）〉から―

香川 七海

はじめに

本稿の目的は，カナダの社会学者であるD.スミスの論考，「Kは精神病」（smith,1978=1987）の分析視角を参考として，渡辺真由子の著作，『大人の知らないネットいじめの真実』に紹介されている「ネットいじめ」事例を〈解読〉し，「ネットいじめ」言説の問題点を明らかとすることにある。

スミスは，「Kは精神病」において，精神病者であるとされる「K」という女性についてまとめられたインタビュー報告を〈解読〉し，テクストの中で「K」が精神病者であることが〈真実〉と解釈され，それ以外の解釈が排除されていく構造を明らかとした。この社会で現実に起きる様々な出来事には，つねにひとつ以上の解釈で説明をすることが可能である。しかし，我々は，そうした数多ある解釈のなかで，あるひとつの解釈を〈実際に起こったこと〉＝〈真実〉の解釈として採用し，それとは食い違う情報源や別の角度からなされる解釈を排除しがちである。「Kは精神病」は，あるテクストの中で，こうした解釈の採用と排除のプロセスがどのようになされるのかということを検討したものであり，スミスは，ある出来事について書かれた解釈を読者が〈真実〉として読むためには，読者がテクストに内在している様々な仕組みに従って記述を読み進める必要があると同論考の中で指摘している。

こうした指摘は，精神病者にかかわるテクストだけではなく，「いじめ」にかかわるテクストを読み解く際にも有効な示唆を与えている。我々は，「いじめ」とされる出来事の，あるひとつの解釈の表出にすぎない「いじめ」事例のテクストを通して，「いじめ」について考え，意見を述べ，時には被害者を哀れみ，加害者を非難することもある。そして，「いじめ」の現場から遠く離れた場所にいながら，「いじめ」について知ったつもりになり，「いじめ」語りに参与しがちである。しかし，我々の手元にあるテクストは，あるひとつの解釈の表出にすぎないということを踏まえておかなければ，それは，あまりにも危うい「いじめ」語りへの関わり方であるように思える。最初から，あるひとつの解釈を前提として，それ以外の数多の解釈を捨象して「いじめ」語りに参与することで，見落としてしまう視点はないのだろうか。

本稿では，こうした問題意識から，「Kは精神病」に見られる分析視角を参考として，2007年以降[1)]，新しい教育問題として登場した「ネットいじめ」事例の〈解読〉を試みたい。「ネットいじめ」事例のテクストのなかに，どのような解釈の採用と排除のプロセスが存在するのか。また，〈真実〉とされずに排除された解釈は，いかなるものなのか。そして，排除された解釈の中に隠蔽されている「ネットいじめ」言説の陥穽はどのようなものなのか。本稿では，こうした点に主題的関心を置き，考察を進めていく。

なお，「ネットいじめ」とは，ウェブサイトやオンライン，携帯電話やスマートフォンなどを利用した「いじめ」の一形態であるが[2)]，広範にわたる「いじめ」の形態の中から「ネットいじめ」を選択した理由は，「ネットいじめ」が新しい「いじめ」の形態であり，いまだに，その方面への言説研究が進んでいないためである。これまでに「いじめ」言説を対象とした先行研究は，北澤・片桐（2002）に代表されるように数多く存在するが，「ネットいじめ」言説を対象とした先行研究としては，田川（2012）の論考が数えられるのみで，いまだに言説の構造について不明な部分も多い。しかも，田川による研究は，新聞記事を対象として，「ネットいじめ」言説を考察したものであり，具体的に「ネットいじめ」事例のテクストを〈解読〉し，そこに捨象されている解釈を検証したものではない。したがって，ひとつの「ネットいじめ」事例に定位し，その〈解読〉から「ネットいじめ」言説の陥穽を描出することを目的としている本稿には，これまでの先行研究とは別の意義がある。

最後に，一応の断りを述べておくが，本稿は，あくまでも「ネットいじめ」をめぐる言説の構造について考察するものであって，「ネットいじめ」という出来事そのものについて論究することを目的としていない。したがって，事

例の中の「ネットいじめ」が本当に起こったかどうかは分析には無関係なので問題とはしない。

1.分析視角

1.1.「予備的な指示」と「解釈の権威づけ」

本稿では,「Kは精神病」に見られる「予備的な指示」と「解釈の権威づけ」という,ふたつの論点を分析視角の柱とする。スミスは,「Kは精神病」において,「K」をめぐるインタビュー報告には,その冒頭に,「これは,いったい何についての報告なのか」ということを読者に知らせるための記述,すなわち,「K」が「精神病になりつつある」という記述が存在していると指摘している。彼女は,こうした記述を「予備的な指示」と呼び,これは,テクストを「〜のように読め」という,筆者から読者への暗示であって,読者は,こうした指示に既定されてテクストを解釈することになると述べている。また,スミスは,実際に「K」と関わりのある筆者からの「あなたはそこにいなかったのに,いったい何がわかるの」というという挑戦に読者は無防備な存在であると指摘し,それゆえに,筆者によってなされる解釈を読者は唯一正当なものとして扱うことになると述べている。このような筆者の解釈に付与されている構造をスミスは「解釈の権威づけ」と呼び,「予備的な指示」に既定される解釈,つまり,「K」が「精神病になりつつある」という解釈は,「解釈の権威づけ」という構造のもとで正当性を増していくとしている。本稿では,以上に説明したふたつの論点を分析視角の柱とし,「ネットいじめ」事例の〈解読〉を進めていきたい。

2.「ネットいじめ」事例

2.1.事例の性格

本稿で取り上げる事例は,渡辺真由子の著作,『大人の知らないネットいじめの真実』に収録されている「ネットいじめ」の事例集「ネットいじめ 被害者の声」の中に見られる「学年中の男子から「気持ち悪い」とメールが――サトミ・中学二年生」である。渡辺の著作から事例を引用する理由は,「ネットいじめ」ついて考察された文献の中で,渡辺の著作が,もっとも豊富に事例の紹介を行なっている著作だからである[3)]。また,当該の事例を〈解読〉の対象とする理由は,この事例が「ネットいじめ」言説に登場する典型的な「ネットいじめ」事例にほかならないためである。「ネットいじめ」が従来型の「いじめ」よりも深刻であるとされる理由について,しばしば,「匿名性(=〈犯人〉が誰かわからない)」ということが強調されるが[4)],当該の事例には,終始,「ネットいじめ」に関与したとされる〈犯人〉が登場せず,この「匿名性」という問題が典型的に象徴されたものであるといえる。

なお,文献の著者である渡辺は,1998 年から 2004 年まで,テレビ朝日系列の放送局に在籍し,2000 年,いじめ自殺と少年法改正についてのドキュメンタリー「少年調書」で,日本民間放送連盟賞最優秀賞,放送文化基金優秀賞を受賞。その後,放送局を退職し,現在は,「メディア・ジャーナリスト」という肩書きで,青少年と携帯電話をめぐる関係について,メディア・リテラシーの視点から,盛んに発言をしている。渡辺は,「ネットいじめ」を根本的に解決するためには,青少年に対しての「心の教育」と,彼らが「いじめ」の被害を大人に親告しやすい環境をつくる「大人の意識改革」,そして,「加害者ケア」が必要だと主張しており,当該の文献も,この立場から著されたものである。この文献の内容を概説すると,まず,「第1章 ネットをめぐる子どもの現実」では,「ネットいじめ」の被害の実態について説明され,「ネットいじめ」が青少年に大きな影響を与えているということが指摘されている。そして,「第2章 ネットいじめ 被害者の声」では,「ネットいじめ」の被害に遭った青少年の事例が紹介され,「ネットいじめ」は,最悪の場合,彼らの「自殺」にまでつながる可能性があるということが主張されている。さらに,続く「第3章 心の教育のためのネット・リテラシー」では,そうした「ネットいじめ」を防ぐために,どのような「ネット・リテラシー」と,「情報モラル教育」が必要なのかということが指摘されており,「第4章 大人と子どもにできること」では,携帯電話をめぐる国家による政策と家庭におけるルールづくりの必要性についての考察,そして,これまでの総括が述べられている。以上のような流れのなかで,当該の事例は,「いま,青少年に重大な事件(=「ネットいじめ」)が起きている」という渡辺のクレイム申し立てに人々の支持を取りつけるための〈根拠〉のひとつとして同書の中に登場している。M.B.スペクター・J.I.キツセ(1975=1990)は,社会問題を「なんらかの想定された状態について苦情を述べ,クレイムを申し立てる個人やグループの活動」として位置づけ

ている。クレイムを申し立てる人々（＝クレイムメーカー）は，当然ながら，人々を説得することを望んでいる。典型的には，クレイムメーカーは，《X》が問題であり，《Y》がその問題の解決を提供する，あるいは，解決をもたらすためには，《Z》という政策が採用されるべきだということを人々に納得させたいと望んでいるとされている。この構図を当該の文献にあてはめて考えてみると，渡辺は，《X》「ネットいじめ」が問題であり，《Y》青少年に対しての「心の教育」，「いじめ」に対する「大人の意識改革」，「加害者ケア」などの対策がその問題の解決を提供し，そして，《Z》国家による規制や「心の教育」，「情報モラル教育」という政策が採用されるべきであると主張していると整理することができる。そして，当該の事例は，《X》という問題の重大性を主張するための〈根拠〉として渡辺に使用されていると理解することができよう。

2.2.「ネットいじめ」事例

以下の文章は，『大人の知らないネットいじめの真実』に収録されている「ネットいじめ」の事例の引用である。分析のために，便宜上，行番号を施してあるが，それ以外は，原文の通りである。なお，行間に挿入された，いくつかの空白は，原文に見られる段落の存在を示しているものである。

01 いまの子どもたちは，インターネットが席捲する社会に生まれ落ちてしまった。
02 私たち大人の子ども時代には想像もつかなかったトラブルが，次々と襲いかかる。
03 それでも，自分なりに何とか身をかわしながら，生き抜こうとしている。

04 ネットいじめは女子・男子の区別なく起きるが，携帯電話の所持率，ネットいじめ発生率共に，女子の方が高い傾向にある。
05 この時代を生きる女の子たちが抱えるしんどさは，どのようなものなのか。
06 三人の女子中高生に，じっくり話を聞いた。

07 学年中の男子から「気持ち悪い」とメールが――サトミ・中学二年生
08 サトミ（仮名・十四歳）は，東京都郊外の私立中学に通う二年生。
09 小学校六年のときに，母親がパートで働き始めた。
10 サトミが一人で遊びに行くときや習い事に行くとき，「これ，持って行きなさい」と，母親は自分の携帯電話を渡すようになった。

11 中学二年に上がると，両親が離婚。
12 サトミは母親と別れ，父親と一緒に暮らし始めた。
13 母親と連絡が取りにくくなるからと，初めて自分専用の携帯電話を与えられた。
14 真っ赤な色をしたそれは，丸みを帯びたフォルムが可愛らしい。

15 「別に私から欲しいっていったわけじゃないけど。持たされたって感じかな」とサトミは振り返る。

16 おこづかいを月一万円にして，その中から携帯電話の使用料も払うことを，父親と決めた。
17 インターネットには，接続できないよう設定された。
18 「携帯電話は安全のために持つもので，ネットにつないだり友だちとメールしたりするためのものじゃない」というのが，父親の持論だったからだ。

19 だが，サトミは携帯を持ち始めてすぐ，ネットに接続できないと不便なことが多いと感じるようになる。

20 「ファーストフードなんかで，携帯サイトのクーポンを見せると，一〇％引きとか，よくあるでしょ。あれをどうしても使いたかった」

21 他にも，学校の部活のメーリングリストに登録するときなど，インターネットを利用しなければならない状況は色々ある。
22 「自分でお金払っているのに，なんでネットにつなげなくされなきゃいけないの」とサトミは父親ともめ，半年前にようやく接続が許可された。

23 とはいえインターネットに接続すると携帯料金が高くなるので，宿題用の調べものなどに長時間ネットを使う場合は，極力家のパソコンを利用するようにしている。
24 父親はIT関係の仕事に就いているため，パソコンには詳しい。
25 家庭用のパソコンを初めて購入したとき，父親はまず，インターネット利用する際のエチケット（ネチケット）について説明されたサイトをサトミに見せた。
26 その内容を全部読み終わらなければ，ネットを使ってはいけないという決まりだ。
27 さらに，悪質なサイトに接続させるのを防ごうと，フィルタリングを設定した。

28 サトミにとって，そんな父親は信頼できる存在。
29 たまに自分の携帯に迷惑メールが届くと，「これは削除した方がいいの？」と相談するようにしている。

30 携帯電話を持つようになってハマったのが，仲がいい子とのメールのやり取りだ。
31 「友だちとメールするためのものじゃない」という父親の教えには反するが，電話するより安いし，やはり止められない。
32 一日三〇通ぐらい発信する。だが，どれもたわいのない内容だ。

33 「重要な話があったら電話するか，直接会うかする。結局，本当にどうでもいいことをメールしてるんだよね。必要ないなー，と思うこともある。たまに友だちから『大事な相談があるからメールしてもいい？』って聞かれると，だったら電話してくれればいいのに，と思う」
34 メールのやり取りは，学校から家へ帰っても続く。

35 宿題のレポートを書かねばならないときなど，途中でメールを始めると，自分の考えていたことがどんどんまとまらなくなってしまう。
36 面倒くさいので，そんな場合は携帯の電源を切り，一気に宿題を片付ける。
37 でも，メールを送ってきそうな友人には，「いまからレポート書くから電源切るね」とちゃんと伝えておく。
38 以前，相談を持ちかけてきた友人のメールに返信するのを忘れ，怒らせたことがあるからだ。

39 「軽く見られてる気がして気分が悪い。私のことはどうでもいいのかって不安になる」と，その友人はサトミを責めた。
40 それ以来，電源を切るときはその子に断りを入れる。結構，疲れる。

41 寝るときも，電源を切るようにしている。
42 周りには夜遅くまで起きている子が多く，メールの着信の音で，目が覚めてしまうからだ。

43 「前に，夜中の三時にメールが届いたことがあって。しかもすごく悩んでいる相談のメールだったから，うんざりした。こっちは寝てるって考えないのかよって」

44 そんなサトミでも，送ったメールになかなか返信がこないと，とても心配になる。
45 どうしたんだろう，何かあったのか，とソワソワしてしまう。メールに依存しているなあ，と自分でも思う。

46 ある日サトミの携帯に，見慣れないアドレスからメールが届いた。

47 「二年の男子一同はみんな，お前のことを気持ち悪いと思っている」

48 「名これ？」ゾッとした。

49 差出人が誰かもわからない。先生にいった方がいいんだろうか……。

50 迷った末，担任にだけ，そのメールのことを伝えた。表沙汰にはして欲しくなかったので，「他の先生にはいわないでくださいね」と頼んでおいた。
51 ところが担任は，サトミが被害に遭ったことを，学年便りに書いてしまう。

52 「いうなっていったのに！」裏切られた気分だった。

53 一応，母親には打ち明けてみた。怒った母親は，「携帯電話会社に電話する」「探偵を雇って犯人を捜させる」と言い出した。
54 慌てて，「いいから，私平気だから」となだめた。相談したことを後悔した。

55 結局，犯人は見つからずじまい。あのメールを思い出すと，いまも気持ち悪さが込み上げてくる。

56 どうして私は，あんなに被害が表沙汰になるのが嫌だったんだろう？ サトミは自分に問いかける。

57 「あのメールがきて，本当はすごく気にしたし，不気味だった。でも，『私は全然そんなの気にしてないし，平気なのよ』っていうポーズを見せることで，強い人でいたかったんだと思う。自分がネットいじめにあったことを周りに知られたくないっていうのもあった。可愛そう[ママ]な子，って哀れまれると余計惨めになるから。先生や親に助けられるのって，惨めだよ」

58 その後もサトミの携帯には，全然知らない男子の声で「誰だと思う？」と電話がくることが続いた。
59 気味が悪いので，いまでは知らない番号や非通知でかかってきた電話は，出ないようにしている。

60　だが，携帯電話を手放したいとは思わない。すでに，仲間内でのコミュニケーションの一部になっているからだ。

61　「周りの友だちがみんな携帯持ってるのに自分が持ってないと，輪に入れなくてすごく負い目を感じる。携帯も，普通に使えば危険じゃないと思うし。いまの時代の流れからして，私たちに必要なモノなんだよね」

〔渡辺（2008）pp69-74 から引用〕

3.「ネットいじめ」事例の〈解読〉

3.1.「予備的な指示」の存在

まず，この事例の冒頭の部分（01-06）では，これ以降に紹介される事例が「ネットいじめ」に関するものであるということが筆者によって説明され，その後の見出しの部分（07）では，当該の事例の内容が，より具体的に示されている。冒頭の部分に見られるこの説明は，これ以降に紹介される事例を，「ネットいじめの事例として読め」という筆者による指示であり，この指示に従うことで，読者は，この事例が「ネットいじめ」に関するものであると明確に同定することができるようになる。

さらに，この冒頭の部分では，これ以降の事例に登場する子どもたち（＝現代の子ども）が，重大な危機に陥っているということが，最初から，当然の〈真実〉として主張されている（02，03，05）。このような記述は，この事例に登場する子どもたちが，「ネットいじめ」によって，重大な危機に陥っていると解釈するように読者に暗示するものである。こうした暗示は，前述のような「予備的な指示」を裏打ちするものとして機能し，類似の暗示は，テクストの別の部分にも見ることができる。それは，たとえば，51，53，55，56 の部分に確認できる。これらの箇所には，「被害」，「犯人」という単語が見られるが，なんらかの「被害」には，必ず「被害」の原因となる「加害」が対置され，「犯人」という役割には，「被害者」という役割が対置される。それゆえに，こうした単語からは，「被害（＝「ネットいじめ」）⇒加害」，「犯人⇒被害者（＝サトミ）」という連想が可能となり，こうした単語で出来事が表現されることで，読者は，51 以前に見られる出来事を「ネットいじめ」だと同定し，それが重大な「事件」であると解釈することになる。

3.2.別の角度からの事例の解釈

また，当該の事例の 46 では，「サトミ」の携帯電話に，「見慣れないアドレスからメールが届いた」と説明がされ，46 以降に「サトミ」の生活史についての解説がなされている。そして，58 において，「サトミ」のもとに見知らぬ男子から電話がかかってきたと述べられ，続く 59 では，58 の経緯から，「サトミ」が番号に覚えのない電話には出ないようにしているということが記述されている。筆者の指示に従って当該の事例を「ネットいじめ」の事例として読むとするならば，46，58，59 は，連続したひとつの出来事（＝筆者はこれらを「ネットいじめ」と定義している）として見なすことができる。しかしながら，筆者による指示を離れて事例を読む場合，最初の 46 には，「見慣れないアドレスからメールが届いた」とあり，58，59 には，「全然知らない男子の声」や「知らない番号や非通知」で電話がきたと記述されている。この事例では，あたかも 46，58，59 が連続したひとつの出来事であって，そこに登場する人物も同一のもの（あるいは，同じ集団に属するもの）であるかのように語られているが，メールや電話の向うにいる相手が，どのような人物であるのかということは，「サトミ」には特定することができていない。だとすれば，46，58，59 で「サトミ」に連絡を取ろうとした相手が同一人物か，それに近似するものであるとは誰も断言することはできないし，また，その性別も同一であるとは限らないのである。特に，49，59 では，「サトミ」に相手の性別はわかっていない。しかし，それにもかかわらず，筆者の指示に従っている読者は，これらすべてを「男子」による行為であると読むことになる。そして，さらに言及をすれば，46，58，59 は，はなから，「サトミ」を対象とした行為（＝「ネットいじめ」）であると言い切ることもできないだろう。なぜなら，46「見慣れない」，58「全然知らない」，59「知らない」という記述に着目すれば，これらは，なんらかの理由で，誰かが間違えて「サトミ」のもとにメールや電話を入れたもの――「間違いメール」，「間違い電話」――と想定することもできるからである。これは少々突飛な解釈と思われるかもしれないが，46，58，59 が一連の出来事であるという前提から脱却すれば，この3つの出来事のうち，いずれかが偶然もたらされた悪意のない出来事であると見なすことも可能なのである。しかし，事例の冒頭には，当該の事例を「ネットいじめ」事例として読めという筆者からの指示が与えられて

おり，しかも，07 では，「学年中の男子」から「サトミ」は「ネットいじめ」に遭ったということが明確に述べられている。そのため，読者は，46，58，59 が連続した出来事であって，そのうえ，その出来事は，「サトミ」と同学年の男子（または，同校の男子）による行為であるとしか読めなくなるのである[5)]。

もし，仮に，「予備的な指示」や暗示がまったく存在しなければ，この事例は，「ネットいじめ」とは関係のない別の事例として読むことすらも可能となる。たとえば，08，51，52 に主題的関心を置くとすれば，この事例は，「私立中学校の教師の問題」を指摘する事例として読むことができる。また，11-13 の記述に主題的関心を置くとすれば，この事例は，「父子家庭の問題」を指摘する事例として読むこともできるだろう。要するに，当該の事例には，様々なレヴェルの論点が盛り込まれているのである。しかしながら，読者がそれらの論点の中から，「ネットいじめ」という論点のみを唯一のものとして処遇し，それ以外のものを排除することができるのは，冒頭の部分で，先に述べたような「予備的な指示」や暗示が重要な役割を果たしているからなのである。

3.3.「解釈の権威づけ」

（1）「サトミ」による総括

この事例は，首尾一貫して，事例が「ネットいじめ」事例であることと，事例に登場する「サトミ」は，「しんどさ」（05）をかかえている存在であるということが筆者によって主張されているが，事例の 15，20，33，43，57，61 の部分は，すべて，そうした筆者の主張と，それに関連する「予備的な指示」，および，テクストに内在する一連の暗示の信憑性を高める装置として機能している。当該の事例は，「サトミ」へのインタビューを筆者がまとめたうえで，読者に紹介するという体裁を取っているものの，実際のところ，「サトミ」自身による語りは，この6箇所の記述のみである。これらの記述を事例の文脈のなかで参照すると，この事例において，「サトミ」自身による語りは，それぞれ，筆者がまとめた記述を総括するという役割を果たしているということがわかるだろう。ひとつひとつの筆者の記述が「サトミ」による語りによって総括されているというのは，この事例に見られる特徴のひとつである。

まず，15 では，「サトミ」の発言によって，携帯電話を与えられたことについての総括が与えられている。次の 20 では，父親の持論に反して携帯電話をインターネットに接続したことについて，33 では，友人とのメールのやり取りについて，また，43 では，夜中にメールを送信してくる友人について，それぞれ総括が与えられている。そして，続く57では，「ネットいじめ」の存在を周囲に告知しなかった「サトミ」の行動について，さらに，61では，携帯電話をどのように捉えているかという「サトミ」の認識についての総括が与えられている。これら一連の総括は，「予備的な指示」やテクストに内在する暗示を権威づけるものとして機能していると考えられる。この事例は，「サトミ」の生活史に着目したものであるから，その本文中に，「サトミ」の語りが登場することは，取り立てて問題にはならない。しかしながら，先にも述べたように，「サトミ」による語りは，一貫して，この事例のなかで筆者による記述を総括するものとして登場しているのである。こうした総括によって，事例の中に見られる筆者の記述には，つねに，「サトミ」から，私の発言を代弁するものとしての〈お墨つき〉が与えられ，読者は，筆者の記述が〈真実〉であると信用することができるようになるのである。この〈お墨つき〉は，「予備的な指示」やテクストに内在する暗示を補強し，解釈を権威づけて筆者の主張に信憑性を持たせるものとしてはたらく。これにより，読者は，この事例を，「ネットいじめ」に関するものとして読むことになるのである。

（2）9箇所の話題の対置

さらに，別の角度から事例の〈解読〉を試みたい。この事例には，Aという話題について，Bという話題が対置されている構造が，いたるところに確認することができる。以下に，当該の事例に見られる9箇所の話題の対置を掲示する。

① A:13 母親と連絡が取りにくくなるからと，初めて自分専用の携帯電話を与えられた。
B:15 「別に私から欲しいっていったわけじゃないけど。持たされたって感じかな」とサトミは振り返る。
〈A〉携帯電話の授与（「父親」または「母親」の行為⇒大人の行為）⇔〈B〉自ら進んで携帯電話を欲しがったわけではない（「サトミ」の心情）

② A:17 インターネットには，接続できないよう設定された。
B:19 だが，サトミは携帯を持ち始めてすぐ，ネットに接続できないと不便なことが多いと感じるようになる。
〈A〉携帯電話をインターネットに接続しない（「父親」の行為）⇔〈B〉インターネットに接続できないことを不便に感じる（「サトミ」の心情）

③ A:22 「自分でお金払っているのに，なんでネットにつなげなくされなきゃいけないの」とサトミは父親ともめ，半年前にようやく接続が許可された。
B:23 とはいえインターネットに接続すると携帯料金が高くなるので，宿題用の調べものなどに長時間ネットを使う場合は，極力家のパソコンを利用するようにしている。
〈A〉インターネットへの接続の許可（「父親」の行為）⇔〈B〉携帯料金への配慮（「サトミ」の行為）

④ A:30 携帯電話を持つようになってハマったのが，仲がいい子とのメールのやり取りだ。
B:33 「重要な話があったら電話するか，直接会うかする。結局，本当にどうでもいいことをメールしてるんだよね。必要ないなー，と思うこともある。たまに友だちから『大事な相談があるからメールしてもいい？』って聞かれると，だったら電話してくれればいいのに，と思う」
〈A〉友人とのメールのやり取り（「サトミ」の行為）⇔〈B〉メールに依存しない姿勢（「サトミ」の心情）

⑤ A:35 宿題のレポート書かねばならないときなど，途中でメールを始めると，自分の考えていたことがどんどんまとまらなくなってしまう。
A:36 面倒くさいので，そんな場合は携帯の電源を切り，一気に宿題を片付ける。
B:37 でも，メールを送ってきそうな友人には，「いまからレポート書くから電源切るね」とちゃんと伝えておく。
〈A〉携帯電話の電源を切って宿題に取りかかる（「サトミ」行為）⇔〈B〉友人に断りを入れる（「サトミ」の行為）

⑥ A:41 寝るときも，電源を切るようにしている。
B:44 そんなサトミでも，送ったメールになかなか返信がこないと，とても心配になる。
B:45 どうしたんだろう，何かあったのか，とソワソワしてしまう。メールに依存しているなあ，と自分でも思う。
〈A〉深夜に携帯電話の電源を切る（「サトミ」の行為）⇔メール依存（「サトミ」の心情）

⑦ A:50 迷った末，担任にだけ，そのメールのことを伝えた。表沙汰にはして欲しくなかったので，「他の先生にはいわないでくださいね」と頼んでおいた。
B:51 ところが担任は，サトミが被害に遭ったことを，学年便りに書いてしまう。
〈A〉担任への相談（「サトミ」の行為）⇔〈B〉相談内容の暴露（「担任」の行為）

⑧ A:53 一応，母親には打ち明けてみた。怒った母親は，「携帯電話会社に電話する」「探偵を雇って犯人を捜させる」と言い出した。
B:54 慌てて，「いいから，私平気だから」となだめた。相談したことを後悔した。
〈A〉母親の発言（「母親」の行為）⇔〈B〉相談への後悔（「サトミ」の心情）

⑨ A:58 その後もサトミの携帯には，全然知らない男子の声で「誰だと思う？」と電話がくることが続いた。
A:59 気味が悪いので，いまでは知らない番号や非通知でかかってきた電話は，出ないようにしている。
B:60 だが，携帯電話を手放したいとは思わない。すでに，仲間内でのコミュニケーションの一部になっているからだ。
〈A〉携帯電話の「トラブル」（「男子」からの行為）⇔〈B〉携帯電話を手放さない（「サトミ」の心情）

こうした9箇所の対置は，（50-51 を除外して）あるひとつの行為（A）について，「サトミ」からのレスポンス（B）が与えられるという形式で登場しており，携帯電話を持っていない子どもから，携帯電話に依存する子ども，ひいては，「ネットいじめ」の被害者へと変化する「サトミ」の姿を追うように配置されている。

また，これらの9箇所の対置は，基本的には，「父親」という規範と「サトミ」の対立，そして，「いまどきの子どもたち」（01）という規範と「サトミ」の対立によって構成されている。以下より詳述するが，こうした構成によって，読者は，「サトミ」を落ち度のない「いじめ」の被害者として処遇することができ，さらに，「サトミ」を「いまどきの子どもたち」から差異化させ，この事例を「いじめ」の被害者による物語として位置づけることが可能となるのである。

（3）「父親」という規範との対立

最初に，ここでは，9箇所の話題の対置のうち，「父親」という規範と「サトミ」の対立に焦点をあてて，その分析を試みたい。先に触れた対置部分②，③，④と関連するが，当該の事例の 22 と 31 には，「サトミは父親ともめ」，「父親の教えには反するが」という記述があり，ここからは，明確に「父親」という規範と「サトミ」との対立が読み取れる。当該の事例では，16，24-29 を通して，「父親」が携帯電話やインターネットについて，その利用方法に注意をはらっている様子を確認することができるが，この 22 と 31，および，先に述べた対置部分②，③，④でも

わかるように，結局，「サトミ」は，その注意とは反対の行動を取っているのである。「父親」が注意をうながすということは，そこに，なんらかの危機が想定されているということを示している。だからこそ，「サトミ」は，「父親」からの教えに反する行動を取った時点で，「父親」の想定した危機に接触する可能性を持つことになる。「サトミ」は，「父親」の教えに反して，「友人」とのメールのやり取りに熱中するようになるが，やがて，それは，宿題のレポート作成にさしつかえるようにもなるし(35)，彼女の疲労の原因にもなる(40)。また，それは，深夜に睡眠を妨害されることにもつながるし(42)，メールへの依存や「ネットいじめ」(46 以降)という事態にもつながる。この事例において，彼女は，「父親」からの教えに反する行動を取ったことで，結局，自分自身で不幸な結果を招いた存在として描かれているのである。

(4)「いまどきの子どもたち」との差異化

とはいえ，「ネットいじめ」が「サトミ」による自業自得の結果によって引き起こされたものならば，読者には，「サトミ」の被害性と「ネットいじめ」の問題性が明確に伝わらないだろう。それゆえに，先に述べた9箇所の話題の対置の中には，「サトミ」を落ち度のない被害者として位置づけ，さらに，「ネットいじめ」が〈罪のない子ども〉の身に降りかかったものであると解釈させる機能が備わっているのである。

まず，9箇所の話題の対置のうち，対置の①では，「サトミ」が好んで携帯電話を手にしたわけではないということが示されている。この対置の構造には，入手を望んでもいない携帯電話を買い与えたのが，そもそも「大人」たちであるということが含意され，「ネットいじめ」の発端となった携帯電話が「サトミ」の意図していないところからもたらされたということが描かれているのである。また，③では，「父親」という規範と対立しつつも，「サトミ」が携帯電話の料金に配慮する様子が記述され，規範に反したことについて，フォローがなされる形になっている。こうした記述も，「サトミ」の非を軽減させるはたらきを持っているといえるだろう。そのうえで，冒頭で筆者が指摘する「いまどきの子どもたち」(01)と「サトミ」との対立が登場し，これによって，読者は，「サトミ」が「いまどきの子ども」でありながら，「いまどきの子ども」から彼女を差異化して事例を読むこととなる。たとえば，④では，「友人」とのメールのやり取りをそれほど重視しないという「サトミ」の姿が記述され，続く⑤でも，レポートを作成するために，メールをやめる「サトミ」の姿が記述されている。また，そのほかにも，⑥のように，「サトミ」と「いまどきの子どもたち」との差異を強調する記述は存在している。これらはすべて，「サトミ」を「いまどきの子どもたち」から差異化させ，彼女を「いまどきの子ども」ではなく，大人(＝読者)に近い存在であると印象づける装置として機能している。しかしながら，⑥で，「サトミ」がメールに依存していると自ら語っているように，基本的に，彼女は携帯電話を所持し，インターネットを利用し，「友人」とのメールの交換に夢中となっている(30)。しかも，それは，「父親」＝「大人」の規範と対立した形で，である。彼女は，「いまどきの子ども」と対立しているかのように見えつつも，実際は，自分自身も「いまどきの子ども」という範疇の行動を取っており，「父親」＝「大人」の規範と対立する関係に配置されているのである(図1を参照)。こうした巧妙な配置により，「サトミ」は，「いまどきの子ども」とは異質な存在として描かれながら，結局は，「父親」＝「大人」の規範に対立し，「ネットいじめ」という事態を招いた存在として位置づけられることになる。「サトミ」は，一見，「いじめ」の落ち度のない被害者に見えつつも，先に述べたような話題の対置によって，「父親」の助言に従っていれば，「ネットいじめ」に遭うこともなかったかもしれない――という可能性をはらんだ存在として記述されているのである。

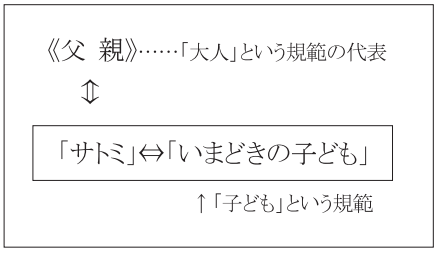


図1　テクストに見られる対置の構造

3.4.「友人」との関係性の消失と「いじめ」の個人化

最後に，別の角度から当該の事例について検討したい。この事例において，「サトミ」は一貫して落ち度のない被害者として処遇されている。しかしながら，それは，あくまでも「サトミ」の〈味方〉という立場にいる筆者から語られている〈真実〉であって，事例の中で他の登場人物から，「サトミ」の言動がどう見えていたかということは，まったく問題にはされていない。

たとえば，38-40，43 には，「サトミ」が，自分に「相談」を持ちかけてくる「友人」のメールを面倒に思っているということが示されており，これを見ると，まるで，「友人」にすべての非があって，「サトミ」が「友人」から一方的に迷惑をかけられているかのように思える。しかしながら，これらは，いずれも，「サトミ」からの評価であり，ここでは，「友人」がどのような「相談」をしてきたのかということは問われていない。だが，43 を参考にして考えると，この「友人」は，「すごく悩んでいる」らしく，なんらかの理由で，自殺の寸前まで追い詰められているかもしれない。また，「夜中の三時」にメールをしてくるということは，あまりにも思い悩んで，夜も眠れないほどの精神状態にあるとも考えられる。だが，読者が「予備的な指示」やテクストに内在する暗示に従って事例を読むかぎり，「友人」からのメールを「うんざりした」と切り捨てる「サトミ」の語りは，取り立てて問題にされることはない。しかし，それは，「サトミ」の〈味方〉である筆者からの解釈であり，前述のような，「友人」の生活史を仮定して事例を解読するとしたら，「うんざりした」という切り捨て方の残酷さが際立って見えるのではないだろうか。

要するに，この事例は，一貫して「サトミ」の側に解釈の正当性が与えられており，「友人」の生活史というものは，まったく考慮されていないのである。特に，「ネットいじめ」が起きたとされる 46 以降，この事例に「友人」は登場していない。「いじめ」とは，学校の中での人間同士の葛藤と軋轢の産物，つまり，人間同士の関係性の産物であるはずだが，当該の事例では，「ネットいじめ」が起きる前後の「サトミ」と「友人」の関係性の文脈は記述されることなく[6]，始終，「いじめ」という現象を「サトミ」の内面に〈個人化〉して記述されているのである。

おわりに

以上，スミスの論考である「Kは精神病」の分析視角を参考として，渡辺真由子の著作，『大人の知らないネットいじめの真実』に見られる「ネットいじめ」事例を〈解読〉してきた。これまでの本稿における論究を踏まえつつ，「ネットいじめ」事例の〈解読〉から明らかとなった「ネットいじめ」言説の陥穽について筆者の考察を述べて締めくくりとしたい。

まず，「ネットいじめ」事例の〈解読〉から見えてきたことは，テクストの中に設定されている筆者からの「指示」に逆らって事例を読むことで，それまで正当なものとして我々が受け入れていた解釈が一転して恣意的なものに変化するということである。実際のところ，この事例の中での「ネットいじめ」の定義は曖昧であるし，なぜ，「サトミ」の身に「ネットいじめ」が降りかかったのかということについても言及はなされていない。しかし，そうした不完全に〈つくられた〉事例を「ネットいじめ」事例であると同定し，それが「大人の知らないネットいじめの真実」のひとつであると我々が受け入れることができるのは，ひとえに，筆者による様々な「指示」の効果によるものであるとえるだろう。だが，こうした「指示」に規定された解釈から，筆者の主張する「ネットいじめの真実」は，まったく見えてこない。事例の中で，「ネットいじめ」の存在は，始終，「サトミ」に〈個人化〉されたままであるし，「ネットいじめ」は，その最大の特徴である「匿名性」というレトリックに，「ネットいじめの真実」を隠したままなのである。結局，読者は，当該の事例から，「ネットいじめの真実」が何かということを知ることはできない。

また，当該の事例の中には，「サトミ」を〈罪のない子ども〉と読者に印象づける巧妙な仕組みが存在していたが，読者に「子どもに携帯電話を持たせるべきではない」という趣旨の主張を納得させるためには，こうした〈罪のない子ども〉を事例の主人公とすることに重要な意味がある。この事例には，「サトミ」という〈罪のない子ども〉が，携帯電話を手にしてから（10），携帯電話をインターネットに接続し（22），友人とのメールのやり取りに夢中となって（30），しだいにメールに依存し（45），最終的に「ネットいじめ」の被害に遭う（46）ことになるまでの過程が描かれている。〈罪のない子ども〉が携帯電話を手にすることで自身の生活を一変させ，最後には「ネットいじめ」に巻き込まれるという一連の物語の展開は，読者に「ネットいじめ」が〈罪のない子ども〉＝〈普通の子ども〉にも起こりうる身近な出来事であると印象づけることを可能とする。しかし，そこには〈普通の子ども〉以外の様々な

子ども像は切り捨てられており，この事例は，大人にとって都合のいい子ども像のみを「ネットいじめ」からの救済の対象にしているというわけである。

さて，最後となるが，本稿は，「ネットいじめ」をめぐる言説の構造について論究するものであって，「ネットいじめの真実」を明らかとするものではないということを今一度，強調したい。当然のことながら，本稿は，「ネットいじめ」の解決に役立つものではなく，「ネットいじめ」の被害に遭っている青少年の救済にも役立つものではないだろう。しかしながら，本稿で〈解読〉した「ネットいじめ」事例を参照しても，そこに「ネットいじめの真実」は見い出すことはできないことから，渡辺の著作からもまた，「ネットいじめ」の解決や被害に遭っている青少年の救済は期待できそうにない。結局のところ，「ネットいじめの真実」は，誰にもわからないままなのである。

【註】

1)『朝日新聞』には，「ネットいじめ」という単語が 2007 年1月 11 日の「いじめ対策，教師の指針策定」の記事において，『讀賣新聞』には，2007 年5月5日の「こどもの日 みんなで長所を見つけ合おう」の記事において初めて登場し，その後，増加の傾向を見せている。こうしたことから，「ネットいじめ」が広く人々の関心を集めるようになったのは，2007 年以降だと推測される。

2)「ネットいじめ」とは，「学校裏サイト」，「前略プロフィール」，ソーシャル・ネット・ワーキングサービス(SNS)，ブログ，メールなどを利用した「いじめ」の一形態である。その定義は，文部科学省や各研究者によって若干の差異があるが，「ネットいじめ」言説においては，しばしば，「携帯電話」を介在した「いじめ」は，すべて，「ネットいじめ」であると同定されている。特に，渡辺(2008)には，この傾向が強い。

3)『大人の知らないネットいじめの真実』は，学術論文や専門書にも参考文献として頻繁に登場することから(たとえば，岡田・松田編著(2012)pp133 など)，研究者からの評価されている文献であるといえる。

4)渡辺(2008)pp55，藤川(2008)pp72-76 を参照されたい。

5)だが，次に掲示する07と47の下線部の対比でもわかるように，厳密にいえば，07の記述は，この事例の紹介としては明らかに不適切な記述である。「サトミ」のもとには 47 のような趣旨のメールが届いたとされているが，07「学年中の男子から」メールが届いたというわけではない。「07 学年中の男子から「気持ち悪い」とメールが――サトミ・中学二年生」，「47 「二年の男子一同はみんな，お前のことを気持ち悪いと思っている」」(太字は原文の通り)。

6)こうした点は，先行研究の知見とも重なりを見せる。田川(2012)は，「ネットいじめ」に関する新聞記事の内容分析から，2009 年以降の「ネットいじめ」言説が，青少年の学校での人間関係を隠蔽する語り方に変化したと指摘している。

【参考・引用文献】

渡辺真由子 (2008)『大人の知らないネットいじめの真実』ミネルヴァ書房.

北澤毅・片桐隆嗣 (2002)『少年犯罪の社会的構築』東洋館出版.

田川隆博 (2012)「ネットいじめ言説の特徴」『名古屋文理大学紀要(12)』名古屋文理大学 pp89-96.

岡田朋之・松田美佐 編著 (2012)『ケータイ社会論』有斐閣.

藤川大祐 (2008)『ケータイ世界の子どもたち』講談社現代新書.

Smith,D.E (1978)"'K' is Mentally Ill: The Anatomy of Factual Account", *sociology* 12(1) (＝山田富秋・好井裕明・山崎敬一 編訳 (1987)『エスノメソドロジー』せりか書房 pp81-153.)

Kitsuse,J.I&Spector,M.B (1975) *Constructing Social Problems*, Aldine de Gruyter (＝村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太 編訳 (1990)『社会問題の構築』マルジュ社.)

謝辞

子ども教育学会への参加は，学部時代からお世話になっている相模女子大学の福田須美子氏からのお誘いによるものです。お心にかけていただき，ありがとうございました。感謝しています。また，拙稿は，好井裕明氏のもと，宮地弘子氏と内藤正文氏をはじめとする筑波大学大学院・日本大学大学院のゼミメンバーと，淑徳大学の山本功氏からのご助言を受けて完成を迎えることができました。皆様に心よりのお礼を申し上げます。